

# 広島平和記念資料館に関する入館者対策等の調査業務 に係る公募型プロポーザル説明書

## 1 委託業務の内容

- (1) 業務名  
広島平和記念資料館に関する入館者対策等の調査業務
- (2) 業務内容  
仕様書のとおり
- (3) 業務期間  
契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 概算事業費  
本業務に係る費用は、8,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

## 2 概要

資料館の令和5年度入館者数は、ウクライナや中東など厳しい国際情勢の中令和5年5月に開催されたG7広島サミットを通じて、世界から広島に対する国際平和文化都市としての認知度と期待度がますます高まっていることを背景に、過去最高の198万人となった。

これに対し、令和6年2月よりWEBによるチケット事前購入や開館時間の延長と予約制の導入等の新たな入館者対策を講じているが、今後とも資料館入館者の増加が見込まれる状況にある。

このため、①今回の入館者対策実施後の資料館入館待機時間（入口での混雑度）や本館での滞留時間（館内での混雑度）とともに、②8月に行う国立広島原爆死没者追悼平和祈念館（以下「追悼祈念館」という。）特別展示の見学者数、資料館入館者と追悼祈念館特別展示見学者の重複の状況等を実態として把握し、また、③入館者意識調査（入館者アンケート）や館内環境調査（当館が提供した調査データを使用）を踏まえ、最大滞留可能人数（物理的に見学ができない水準を前提とするもの）をシミュレーションした上で、④増加する入館者数への対応を前提としつつ、同時に、入館者サービスを向上することを目的として、また、他の集客施設等での入館者対策の実践も参考としつつ、ア）資料館開館時間のさらなる延長、イ）資料館展示資料の配置見直し、ウ）予約時間帯の拡大（予約未実施時期設定の必要性の検討を含む。）など、考えられる入館者対策を立案する。

さらに、入館者意識調査や修学旅行アンケート等を踏まえ、資料館以外での被爆資料展示のあり方（実現可能な場所の選定とそれぞれのメリット・デメリットの整理）についても検討する。

## 3 参加資格

次に掲げる条件をいずれも満たしている者であること。

- (1) 地方自治体法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 公示の日から受託候補者の決定までのいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置者若しくは競争入札参加資格の取り消しを受けていないこと。
- (3) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

## 5 プロポーザル説明書及び業務仕様書等の配布方法

公益財団法人広島平和文化センター（以下「当財団」という。）のホームページからダウンロードすることができる。

## 6 参加申込について

このプロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書を提出すること。

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出方法及び提出期限

ア 提出書類 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期間 公示の日から令和6年5月13日（月）まで。（持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く毎日。午前8時30分から午後5時まで）

エ 提出先 〒730-0811 広島市中区中島町1-2 広島平和記念資料館学芸課

オ 提出方法 持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

### (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項

ア 住所（所在地）・商号又は名称・代表者職氏名

広島市競争入札参加資格者名簿に登載された者（資格審査申請において委任状を提出している場合は、代理人）とすること。登載がない場合は、住所（所在地）・商号又は名称・代表者職氏名とすること。

イ 連絡先等

記載事項について問い合わせることがあるので、応答できる担当者を記載すること。

### (7) 参加資格確認結果の通知

令和6年5月17日（金）までに参加資格確認結果を通知する。

## 7 質問の受付と回答

### (1) 仕様書等に関する質問の受付

ア 受付期間

公示の日から令和6年5月8日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日。午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所及び問合せ先

前記6(1)エに同じ。

ウ 受付方法

質問書（様式3）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。なお、到着等の事故を防ぐため、電子メール又はFAX送信後、電話で送付の旨を連絡すること。

TEL 082-241-4004

FAX 082-542-7941

E-mail: gakugei@pcf.city.hiroshima.jp

### (2) 質問の回答

質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、質問を受けた日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その直後の平日）以後において、当財団のホームページからダウンロードできる。

## 8 企画提案書の提出について

### (1) 企画提案書記載項目

表紙には「広島平和記念資料館に関する入館者対策等の調査業務」と記載するとともに、提案者名を記載し、提案者が押印すること。

企画提案書に記載する内容は次のとおりとする。様式2（2-1から2-7）を使用のこと。

| 提案項目            | 提案書に記載する内容  | 様式  |
|-----------------|---|-----|
| 1 提案内容の基本的な考え方  | 提案内容の基本的な考え方を記載すること。  | 2-1 |
| 2 調査事項          | 入館までの待機時間、館内の混雑状況、滞在時間等混雑対策提案に必要な調査事項を記載すること。                                 | 2-2 |
| 3 調査方法・期間       | 上記事項の調査方法・期間を具体的に記載すること。  | 2-3 |
| 4 入館者増加対策に関する提案 | 調査結果の分析に基づき、将来的な混雑対策として想定される提案内容を記載すること。                                      | 2-4 |
| 5 実施体制及びスタッフの実績 | 責任者、担当者などの実績、経験年数、業務実績などを記載すること。  | 2-5 |
| 6 事業所の実績        | 事業所としての類似業務の履行実績を記載すること。  | 2-6 |
| 7 費用見積書         | 提案書に記載した内容を踏まえて、各業務における費用の積算根拠を具体的に記載すること。<br>費用は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。 | 2-7 |

## (2) 提案内容に関する留意事項

提案内容については、業務内容を踏まえたものとするが、次の事項についても留意すること。

### ア 設定するアンケート調査項目

現在の混雑対策の検証、今後の混雑対策の提案を想定した調査項目を設定すること。

### イ アンケート調査の実施方法・調査スケジュール

- (ア) 外国人の来館者、修学旅行生など来館者の特徴に応じたアンケート調査を実施すること。
- (イ) 外国語のアンケートの作成に伴う翻訳、配布に伴う通訳の人員は、受託者で確保すること。
- (ロ) 館内でアンケート用紙を配布し、回答を依頼する場合の人員は、受託者で確保し調査手法や注意事項について事前に説明の上、指導・監督を行うこととする。
- (ハ) 館内でアンケート用紙を配布、回答を依頼する場合は、来館者の見学の妨げにならないようにすること。
- (ニ) 過去の入館者の状況をふまえ、適切にデータが収集できるように調査スケジュールを決定すること。

### ウ 回収率向上施策

目標サンプル数を確保するために効果的かつ実施可能な提案がある場合には記載すること。

### エ 調査結果の集計・分析方法

- (ア) 具体的な集計・分析方法について提案すること。
- (イ) 外国語の集計・分析については、受託者が翻訳のための人員を確保し、行うこと。

オ 契約締結から最終報告書提出までの具体的なスケジュールについて記載すること。

## (3) 提出部数等

正本1部、表紙を除く副本6部

## (4) 提出期間

公示の日から令和6年6月7日（金）まで（持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）。

## (5) 提出場所

前記6(1)エに同じ

(6) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(7) 企画提案書の作成及び記載上の基本事項

ア 企画提案書作成上の基本事項

当該プロポーザルにおいては、指定した提案項目について文書及び図版等により提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品等の作成や提出を求めるものではない。具体的な制作業務は、契約締結後に具体的な内容を反映しつつ、発注者と協議・調整（企画提案書と内容が異なる場合もある）した上で行うものとする。

企画提案書に記載された費用見積額は、契約金額にはならない。

イ 企画提案書記載方法

(ア) 提案は、文章、絵、図、写真で表現すること。

(イ) 着色、彩色可。表現は自由とする。

(ウ) 表紙以外は、提案者（協力業者を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）を記入しないこと。

(エ) 責任者及び担当者については、配置予定者を漏れなく記入すること。

(オ) その他

文章の文字サイズは8.0ポイント以上、イラスト・イメージ図等の注釈等は6.0ポイント以上とし、判読できるものとする。

(8) 企画提案書の無効

提出書類について、この説明書に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

## 9 ヒアリング及び審査会について

提出された企画提案書について、以下のとおりヒアリング及び審査会を行う。

(1) 日時

令和6年6月13日（木） ※詳細は別途提案者に通知する。

(2) 内容

提案内容について聴取及び審査

(3) 出席者

企画提案書に記載された責任者又は担当者の2名以内とし、代理者の出席は認めない。

(4) 実施時間

1提案者25分程度とし、提案者からの説明を15分以内、質疑を10分程度とする。

(5) 説明方法

提出された企画提案書のみを用いて行うものとする。追加資料、企画提案書以外のものの持ち込みは禁止する。

(6) 企画提案書の審査は、広島平和記念資料館に関する入館者対策等の調査業務プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）が行う。

(7) 審査基準

| 提案項目           | 評価基準  | 配点 |
|----------------|---|----|
| 1 提案内容の基本的な考え方 | 提案内容の基本的な考え方が業務の目的を十分理解したものとなっているか。         | 10 |
| 2 調査事項         | 各調査事項が現状分析や混雑対策の提案に資するものか。<br>統計的調査が可能な事項か。 | 10 |

|                 |  |    |
|-----------------|--|----|
| 3 調査方法・期間       | 統計的有意性のあるデータが見込まれる方法か。<br>入館者や調査協力者への負担やプライバシー確保に配慮した方法か。<br>実施可能な期間か。         | 10 |
| 4 データ分析         | 統計学的に信憑性のある分析方法か。  | 10 |
| 5 実施体制及びスタッフの実績 | バックアップ体制、管理体制が示されているか。<br>責任者・担当者が過去に同様の業務を実施しているか。<br>業務内容に関する知識・知見などを持っているか。 | 5  |
| 6 事業所の実績        | 事業所が過去に同様の業務を実施しているか。  | 5  |
| 7 費用見積書         | 経費的に実現可能なものか。<br>費用の積算根拠が妥当であるか。<br>事業金額が合理的かつ低廉かどうか。                          | 5  |

(計 55点)

#### (8) 最優秀提案の選定

審査会において、得点の総計が最も高い提案をした者を最優秀提案者として選定する。ただし、最優秀提案者が、参加申込の日以後、審査会開催の日までの間に営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取り消しを受けたときは、次順位の者を最優秀提案者として選定する。

なお、審査結果は、すべての参加者に書面により通知する。

\*選定されたか否かのみの通知を各参加者に郵送で行う。

\*選定後は、今回の応募者全員の称号・名称、各応募者の評価結果（内訳概要）、審査委員の氏名及び職名を当財団のホームページに掲示する。

## 11 契約について

- (1) 最優秀提案者として選定された者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、保険会社との間に当財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に当財団理事長を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記6(1)エに提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（当財団のホームページからダウンロードできる。）を前記6(1)エに提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(7)から(9)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(7) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国、地方公共団体又は当財団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(8) 広島市税について滞納がないこと。

(9) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（当財団のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、当財団による審査が必要であり、契約締結日になって初

めて契約保証金の免除を申請すると、当財団において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記6(1)エに申請すること。

- (3) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その決定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀提案者として選定し、見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。
- (4) 最優秀提案者との契約に関する協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀提案者として選定し、見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

### 13 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到着しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等の作成、提出並びにヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等の差替え及び再提出を認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合には、失格となることがある。
- (6) 企画提案書に記載された責任者、担当者は、原則として変更できない。ただし、病気休暇、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければならない。
- (7) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等に係る内容は、最優秀提案者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、当財団情報公開規程第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められる等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 公募型プロポーザルに参加しようとするものは、審査会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするよう働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (9) 本件プロポーザルに関して、天災地変があった場合、プロポーザル参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、プロポーザルを公正に執行できないと判断されるときは、プロポーザルの執行を延期又は中止することがある。

### 14 問い合わせ先

〒730-0811 広島市中区中島町1-2  
広島平和記念資料館学芸課  
TEL 082-241-4004 FAX 082-542-7941  
E-mail : gakugei@pcf.city.hiroshima.jp